

現状及び検討の経緯

法務省の地図作成事業

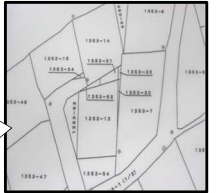
不動産登記には、不動産の物理的状況（地目、地積等）及び権利関係を記録

↓ 登記記録だけでは、その土地が現地のどこに位置し、どのような形状を有しているかが明らかにはならない。

土地の位置・区画（筆界）を明確にするため、**法務局（登記所）に精度の高い地図を備え付ける事業を、全国で実施中**

地図整備の状況
→全国で約730万枚の図面を整備

登記所備付地図



不動産登記制度における地図の公開方法

- 1 法務局における地図の写しの交付（書面の交付）
→窓口請求のほか、オンライン請求可
- 2 登記情報提供サービス（インターネットを利用した閲覧）
→表示された情報（PDFファイル）をダウンロード可

登記所備付地図の電子データについて、**加工可能な形式で民間事業者等に提供することは、これまで行っていなかった。**

ニーズ

- 農業分野におけるICT活用のため、農業事業者等から、まとまった区域の登記所備付地図の電子データを入手したいとの要望。
- 電子データの提供は、農業以外の分野でも活用が期待。
- 民間事業者からも、データ利活用の要望あり。

政府方針

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和3年6月閣議決定）等に基づき検討を進めてきた。

法務省の新たな取組

- 登記所備付地図の電子データを、**G空間情報センター**を介してインターネットで、**一般に無償公開**を開始（令和5年1月23日から）。
- データは加工可能な形式で公開。利用規約に抵触しない限り、**誰でも自由な利用が可能**。
- 個人情報に該当し得る「地番」の公開に当たっては、関係省庁（国土交通省、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁）で法的整理を実施済み。

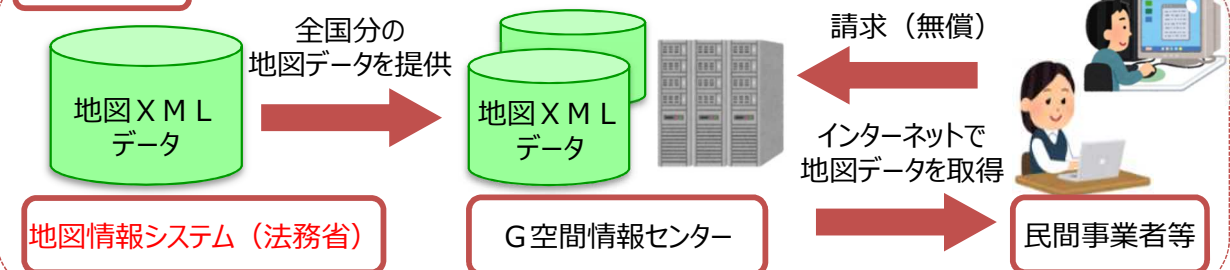
※ 今後、年1回程度のデータ更新を予定。

G空間情報センター

・産官学の各主体が保有する多様な地理空間情報を集約し、利用者がワンストップで検索・閲覧し、情報を入手できる仕組みの構築を目指す**データ流通支援プラットフォーム**。

・平成24年3月に閣議決定された「地理空間情報活用推進基本計画」に基づいて構築することとされ、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会（AIGID）が平成28年11月より運用を開始。

イメージ



法務局の地図作成事業とは

登記記録には、不動産の物理的状況（地目、地積等）及び権利関係を記録

↓ 登記記録だけでは、その土地が現地のどこに位置し、どのような形状を有しているかが明らかにはならない。

土地の位置・区画（筆界）を明確にするため、登記所に地図を備え付ける事業を、全国で実施中

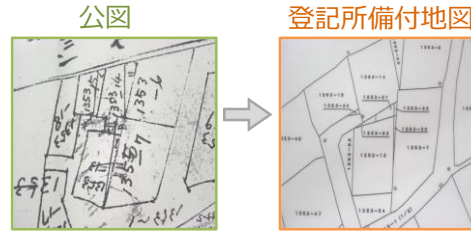
地図が整備されていないと、

⇒ 不動産の流通や公共事業の円滑な実施が妨げられるほか、道路・下水道整備等の社会基盤の整備にも支障を来し、都市再生の支障となるなど種々の弊害が生ずる。

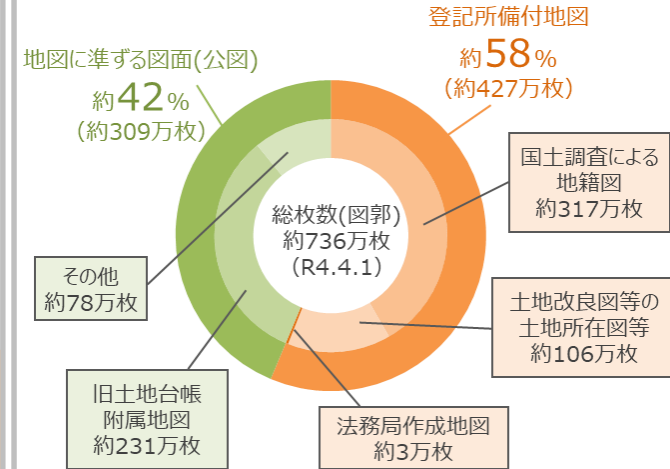
⇒ 土地の重要な情報基盤として、政府方針により、計画的に整備

[役割分担]

事業名	実施主体	実施地域
地図作成事業	法務省 (法務局)	都市部における人口集中地区(DID) の地図混乱地域
地籍調査	市区町村等	上記を除く地域



整備の現状



<法務局の地図整備関係予算R4> 44億1千2百万円

法務局の地図作成事業の現行計画と、経済効果

- 1 全国実施型作業**(H27～ 10か年計画)
 - 全都道府県の都市部 ～R6に、合計**200km²**
- 2 大都市対応型作業**(H27～ 10か年計画)
 - 大都市部のみ ～R6に、合計**30km²**
- 3 復興対応型作業**(3か年計画、5か年計画)
 - 東日本大震災 R3～R5で、合計**5.4km²**
 - 平成28年熊本地震 R2～R6で、合計**3.6km²**

○ 全国の法務局事業による単年度の**経済効果**は、約304億円（推計） * **予算規模（約44億円）の約7倍**
 ⇒ 都市開発・地域発展の基盤であり、成長戦略の礎としても、効果が高いものとして、計画的・重点的に整備（現行計画は～R6）

地図作成事業の流れ

所有者立会いの下、筆界を一つひとつ調査

測量機器を用いて、正確に測量を実施

調査結果を踏まえ、精度の高い地図を作成



成果事例

①広島駅前～広島市民球場（マツダスタジアム）周辺のケース



道路整備が遅滞し、幹線道路は渋滞。土地取引も停滞
↓
地図作成後、用地買収が加速し、開発工事も進展中

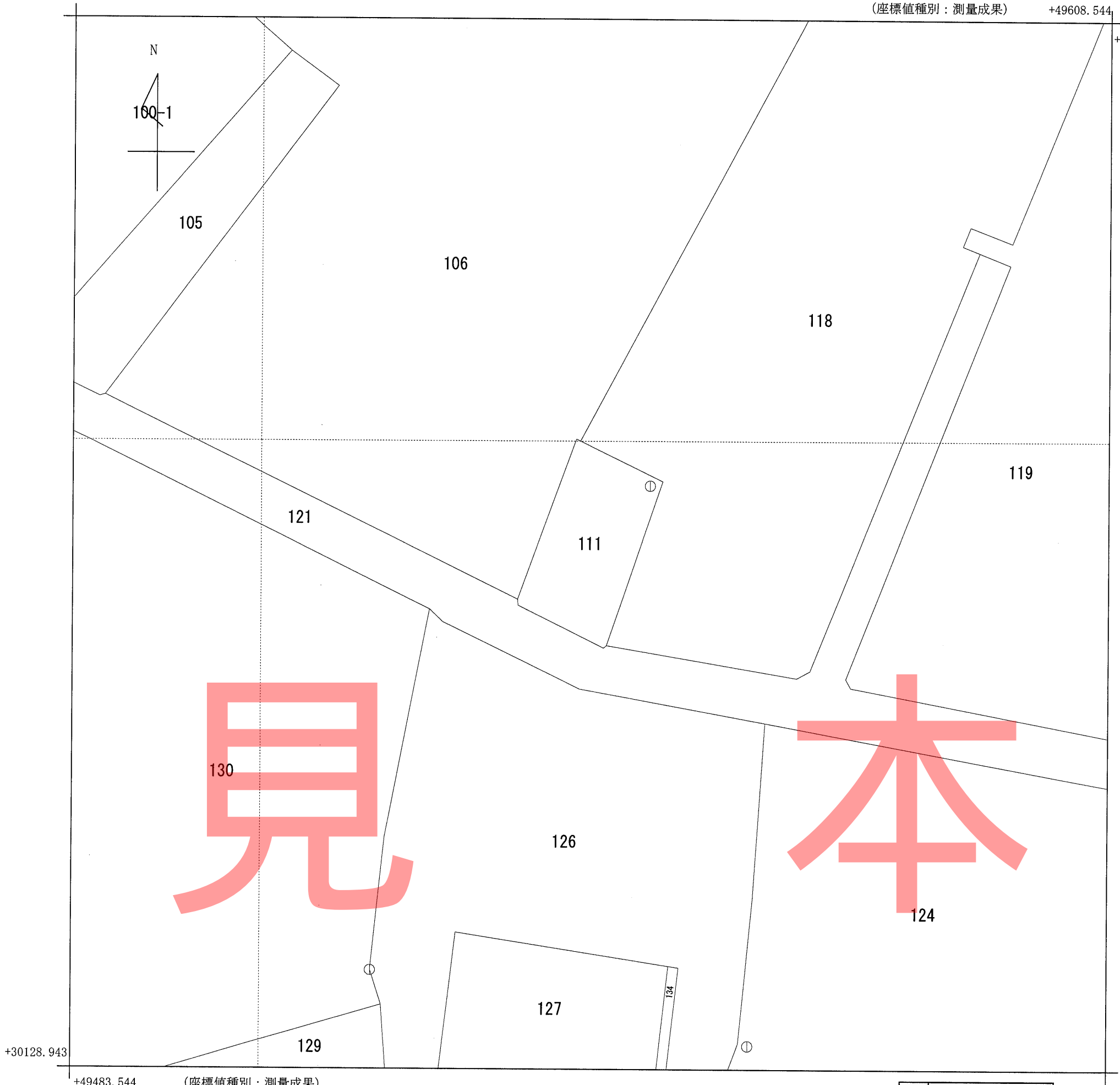
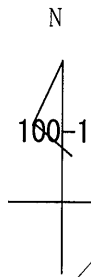
②道後温泉のケース



道路整備が遅滞し、通行人の交通に支障
↓
地図作成後、道路整備が実現。町並みが変貌し観光客が増加

(座標値種別：測量成果) +49608.544

+30254.943



+30128.943

+49483.544 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
東都町1丁目

請求部	所在	特別区東都町1丁目				地番	111番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成27年4月21日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

平成 年 月 日
〇〇法務局

申請番号：7-1
(1/1)

登記官

地図情報

